

平成 30 年度中小企業・地域活性化施策に関する意見・要望

平成 29 年 7 月 20 日
日本商工会議所

基本的な考え方

わが国経済は、企業収益の拡大や雇用環境の改善等の持ち直しの動きを示しており、海外の政治状況等の影響を受けつつも、おおむね緩やかな回復基調が続いている。

平成 29 年版「中小企業白書」によると、近年、大企業が雇用を減らす一方で、中小企業の従業者数は増加しており、地域の中小企業は、雇用の受け皿として重要な役割を果たしている。また、「グローバルニッチトップ企業 100 選」や「はばたく中小企業・小規模事業者 300 社」「働きやすく生産性の高い企業・職場表彰」に選定される企業のように、大企業にはない技術・サービスや知的財産、国際性等を有する企業、創意工夫に溢れた経営を行っている企業など、大企業と同等もしくはそれ以上の魅力を持つ中小企業は全国に数多く存在している。

にもかかわらず、労働力人口減少や就職・転職希望者の都市部・大企業志向等により、中小企業の人手不足は深刻化している。また、経営者の高齢化が進展していることから、早急かつ円滑な事業承継を進めていかなければ、引退を契機とした廃業により、雇用の受け皿の喪失、地域経済の衰退を招きかねない。

わが国の持続的な成長と地域活性化の実現のためには、企業数の 99.7%、雇用の 7 割を担い、付加価値の 5 割を生み出す全国津々浦々の中小企業・小規模事業者に対し、「アベノミクスの効果を浸透」させることが不可欠であり、中小企業の課題解決に資する強力な対策を果敢に講じる必要がある。

【中小企業の生産性向上・人材確保支援】

深刻化する人手不足に対応するためには、中小企業において、IT・IoT、ロボット・RPA¹やAI（人工知能）などの導入・活用を推進し、「生産性の向上」を図ることが不可欠である。

また、中小企業における「人材確保」を進めるためには、国が主体となって「中小企業の魅力発信」を行うとともに、インターンシップの活用や多様な人材の活用に向けた取組への支援が必要である。

働き方改革等に伴う労働法制については、中小企業経営への影響を最小限にするため、特段の配慮が必要である。

【中小企業庁の司令塔機能の発揮】

全国津々浦々の中小企業・小規模事業者に対し「アベノミクスの効果を浸透」させるためには、政府において強力な司令塔が必要となる。

中小企業庁は、中小企業庁設置法で本来期待されている司令塔機能を発揮し、働き方改革への対応など「府省庁横断型の中小企業政策の実現」や「前例にとらわれない中小企業関連予算の拡充」を実現することが求められる。

¹ RPA：Robotic Process Automation の略。バックオフィス業務におけるパソコン上の一部の定型作業を自動化すること。

【地域経済を支える企業の創出と存続に向けた創業・事業承継支援の充実】

経営者の年齢のピークは66歳に達しており、今後5年から10年の間に、多くの中小企業が「事業承継」のタイミングを迎えようとしている。日本政策金融公庫総合研究所が平成28年に公表した調査によれば、調査対象企業約4,000社のうち60歳以上の経営者の約半数（個人事業主に限っていえば約7割）が、廃業を予定していると回答している。このままでは、経営者の引退を契機とした廃業が急増しかねず、雇用の受け皿の喪失や地域経済の衰退に陥りかねないことから、「円滑な事業承継対策」により一層、取り組む必要がある。

一方で、地域に新たな活力を生み出すためには、国が目指している開業率10%に向け、地域経済を支える企業の創出や創業希望者をサポートする支援機関の強化に向けた、創業支援の充実が不可欠である。

【地域経済の活力の源泉となる地域中核企業の成長力強化等】

アベノミクスの効果を全国に広げ、地域活性化を実現するためには、本年5月に成立した「地域未来投資促進法」等を活用し、地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する地域中核企業の取り組みを、強力に後押しする必要がある。

また、国際的イベントを契機とした経済効果の全国的な波及等や、地域経済の基盤であるまちづくり・社会資本整備の推進、地域の中小企業・小規模事業者を支える支援体制の強化により、地域が持つ潜在力の引き上げを強化すべきである。

【東日本大震災の本格復興と福島復旧・復興への支援継続、熊本地震と平成29年7月5日からの大雨に係る災害からの復旧・復興】

東日本大震災の発災から6年が経過したが、交通インフラや住まいの整備が着実に進む一方で、事業者は、販路喪失や人手不足など、依然として困難な課題に直面している。

福島については、今なお8万人を超える住民が避難生活を余儀なくされているほか、除染・汚染水処理の長期化や根強い風評被害などにより、復興への歩みは遅々として見えにくい状況にある。復興・創生を着実に実現するためには、民間の取り組みを促進する、きめ細かな対策・支援が不可欠である。

九州では、平成28年熊本地震の影響により、修学旅行などの需要が戻っていないことから、風評被害の払拭とともに、被災した熊本城をはじめとする観光インフラの早期復旧支援が必要である。

また、平成29年7月5日に九州北部を中心に発生した大雨に係る災害について、ライフラインの確保・安定化をはじめ、早急な復旧・復興支援が必要である。

以上の観点を踏まえ、日本商工会議所は、「平成30年度政府予算等における中小企業・地域活性化施策」に関し、下記事項の実現を強く要望する。

= 目 次 =

I. 中小企業の生産性向上と人材確保支援等の充実

[重点要望1]

人手不足対策・生産性向上に向けた「IT・IoT化の推進」と「人材確保支援」・P 5

[重点要望2]

中小企業庁の中小企業政策における司令塔機能の発揮……………P 6

[要望項目]

1. 中小企業・小規模事業者の新たなチャレンジに向けた支援の拡充……………P 7
2. 高付加価値化・差別化のための知的財産の権利取得・活用・保護の支援……………P 8
3. 海外販路開拓の強化、中小企業のEPA等活用支援、貿易・投資環境の整備・改善……………P 9
4. 中小企業の取引適正化、官公需受注機会の確保……………P10
5. 「世界で一番ビジネスしやすい国」の実現に必要な事業環境整備や制度改革の推進……………P10

II. 地域活性化を実現するための地域潜在力の強化

[重点要望1]

地域経済を支える企業の創出と存続に向けた創業・事業承継に対する支援の充実……………P12

[重点要望2]

地域経済の活力の源泉となる地域中核企業の成長力強化……………P13

[要望項目]

1. 地域潜在力の引き上げ強化……………P14
 - (1) 東京2020オリンピック・パラリンピック等の国際的イベントを契機とした経済効果の全国的な波及
 - (2) 地域資源等を活用した事業の創出・育成への支援
 - (3) 農林水産業の生産性向上・高付加価値化に向けた連携の促進等
 - (4) インバウンドの誘客力強化および国内観光の促進
2. 地域経済の基盤であるまちづくり・社会資本整備の推進……………P17
 - (1) 民間の創意に基づくコンパクトシティ形成の推進
 - (2) ストック効果を重視した社会資本整備の加速、地域公共交通の維持・再生
3. 地域の中小企業・小規模事業者を支える「支援体制」の強化……………P20

III. 東日本大震災の本格復興と福島への復旧・復興への支援継続、熊本地震と平成29年7月5日からの大雨に係る災害からの復旧・復興

1. 東日本大震災の本格復興と福島への早期復旧・復興に向けた不断の支援……………P21
2. 熊本地震と平成29年7月5日からの大雨に係る災害からの復旧・復興……………P22

※平成 30 年度税制改正については、別途、意見・要望する。

※本意見・要望に関連する日本商工会議所の主な政策提言は以下のとおり。

- ①「中小企業の生産性向上に向けた FinTech の活用に関する意見」（平成 29 年 6 月 15 日）

<http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2017/0616200721.html>

- ②「『働き方改革実行計画』に対する日本・東京商工会議所の考え方」（平成 29 年 5 月 30 日）

<http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2017/0530113026.html>

- ③「観光立国実現に向けた隘路打開への取り組みについて」（平成 29 年 4 月 26 日）

<http://www.jcci.or.jp/cat298/2017/0428101145.html>

- ④「2017 年度経済成長・一億総活躍社会の実現のための規制・制度改革の意見」（平成 29 年 3 月 24 日）

<http://www.jcci.or.jp/recommend/request/2017/0324103000.html>

- ⑤「知的財産政策に関する意見」（平成 29 年 3 月 16 日）

<http://www.jcci.or.jp/news/2017/0316133206.html>

- ⑥「東日本大震災からの着実な復興・創生に向けた要望 民間活力を喚起する継続的な取り組みを」（平成 29 年 2 月 16 日）

<http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2017/0216150030.html>

- ⑦「中小企業等の生産性向上に向けた行政手続簡素化に関する意見」（平成 28 年 12 月 15 日）

<http://www.jcci.or.jp/recommend/2016/1220153043.html>

I. 中小企業の生産性向上と人材確保支援等の充実

【重点要望1】人手不足対策・生産性向上に向けた「IT・IoT化の推進」と「人材確保支援」

(主な要望先：経済産業省、総務省、厚生労働省、文部科学省)

(1) 中小企業におけるIT・IoTの導入と活用に向けた支援

- ①事業効率化・経営の高度化に向け、IoTやロボット・RPA、AI（人工知能）等を導入する中小企業への補助の創設、「ロボット導入実証事業」の継続・拡充
- ②IoTやロボット・RPA、AI等の導入の効果や導入費用の目安が分かる手引き書や、導入・活用事例集の作成、フォーラム等による周知・啓発、情報発信、「IT専門家の中企業1万社への派遣」の継続
- ③「未来投資戦略2017」で新たに設定されたKPI²「クラウドサービス等の活用によるバックオフィス業務（会計等）を効率化する中小企業等の割合を現状の4倍程度（4割程度）」の実現に向けた、「複数ビジネスアプリ³（クラウド会計⁴やモバイルPOSレジ⁵等）の導入・活用」を支援するための補助金の継続
- ④中小企業が安心してクラウドサービス等を活用できるようにするための、良質なIT事業者のリスト化・認定制度の創設
- ⑤複数のビジネスアプリの導入・活用に精通したIT支援人材の増加に向けた「ビジネスアプリ・コーディネータ（仮称）」の創設
- ⑥中小企業でIT導入が遅れている中、IT導入に向けた「IT支援体制の構築（中小企業支援機関×IT支援人材×IT事業者の連携強化）」
- ⑦IT活用の促進に向けたIT導入補助金の活用事例の横展開
- ⑧「スマートものづくり応援隊」の継続・拡充および参画する大企業等OB、地域ITベンダー等の人材の確保・育成
- ⑨IoTやロボット・RPA、AI等の最新機器を、見て、触り、体験することのできる「体験スペース」の整備
- ⑩IoT活用等の先進的な取り組みの事業化を支援する「IoT推進ラボ」の拡充
- ⑪中小企業共通EDIの普及に向けた措置（システム導入費用・利用料支援、大企業等発注元のシステム改修支援、次世代企業間データ連携調査事業の後継事業実施）
- ⑫中小企業経営者およびその従業員等のIT・IoTリテラシー向上に向けた、IT・IoT研修（集合研修、WEB研修、職業訓練制度の見直し等）の充実
- ⑬経営支援人材（商工会議所経営指導員含む）のIT活用支援スキル向上に向けたIT研修（集合研修、WEB研修等）の充実。特に中小企業の身の丈にあった複数のビジネスアプリ等を活用した取り組み事例等の普及・浸透。経営指導員のITコーディネータ資格取得に係る費用に対する補助制度の創設
- ⑭情報セキュリティ対策の啓発強化
 - (i) IT・IoTセミナー、展示会・見本市等での情報セキュリティ対策の一層の啓発推進
 - (ii) IPA情報セキュリティ安心相談窓口の拡充・強化

² KPI：Key Performance Indicator。重要業績評価指標。

³ ビジネスアプリ：ビジネス用途で広く使用されるアプリケーション・ソフトウェア・クラウドシステム。

⁴ クラウド会計：会計ソフトのクラウドシステムで、金融機関口座等のデータを「自動取得」して「自動仕訳提案」を行うほか、他のビジネスアプリと「データ連携」する等により、資金の流れを一元管理できる。

⁵ モバイルPOSレジ：タブレットに対応したクラウド型POSレジサービス。導入・運用コストが安価なため、中小企業でも高性能なサービスを活用可能。平成31年10月に導入予定の消費税軽減税率対策にも有効。

(iii) 情報セキュリティ対策を行う費用に対する補助制度の創設

(2) 中小企業の人材確保への支援

- ① 中小企業の中には、大企業にはない優れた技術・サービスや知的財産、国際性等を有する魅力ある企業が各地域に存在する。「グローバルニッチトップ企業」や「はばたく中小企業・小規模事業者 300 社」「働きやすく生産性の高い企業・職場表彰」等の顕彰事業、特徴ある中小企業のマスコミ公表等により、「国が主体となった中小企業の魅力発信事業」の推進が必要である。
- ② インターンシップ等の活用推進
 - (i) 中小企業に限り、インターンシップで得た学生情報を、学生が自ら希望する場合等においては広報・採用選考活動解禁後（3月1日、6月1日以後）に使用することを認めること
 - (ii) 中小企業のインターンシップ実施に関する人的・経済的支援やノウハウの提供
 - (iii) 地域経済団体が地域活性化を目的に行っている、地域企業と地元の高校・大学等と連携したインターンシップへの財政的支援の創設
- ③ 働く意欲や能力のある女性や高齢者等と中小企業のマッチング強化への支援
- ④ 「ジョブ・カード制度」の一層の活用促進にむけた周知・広報強化
- ⑤ 中小企業の実態に即した「同一労働同一賃金」制度の導入
 - (i) 関連法（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）の改正にあたっては、企業へ与える影響の大きさを鑑み、施行まで十分な準備期間を確保すること
 - (ii) 同一労働同一賃金ガイドラインの策定にあたっては、グレーゾーンを具体化することは当然のこと、「同一労働同一賃金」の定義を明確化すること
- ⑥ 中小企業の実態に即した「時間外労働の上限規制」の導入
 - (i) 労働基準法の改正にあたり、罰則付きの時間外労働の上限規制導入については、中小企業の体制が整うまで、施行まで十分な猶予期間を確保すること
 - (ii) 法施行5年後に予定される労働基準法改正法の効果検証にあたっては、現場実態に即した柔軟な制度設計ができるようにすること
- ⑦ 最低賃金の検討にあたっては、最低賃金法第9条2項に「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力」と定められた“3要素”を考慮のうえ議論すること
- ⑧ 雇用関係の助成金について、自社で活用できる制度を検索できるポータルサイトの整備など周知・活用促進を図るとともに、申請書類・手続きを簡素化すること。また、雇用関係の助成金に関する中小企業等向け説明会・相談会等について、行政機関等が連携し、積極的に開催すること
- ⑨ 雇用保険二事業について、中小企業・小規模事業者における働き方改革や生産性向上に対応できるようにするため、資金の出し手である事業主のニーズが政策に反映される仕組みを創設すること

【重点要望2】 中小企業庁の中小企業政策における司令塔機能の発揮

(主な要望先：経済産業省、財務省)

中小企業庁設置法は、「中小企業庁は、中小企業に関係がある事項に関し、行政庁に対し報告又は資料の提出その他必要な協力を求め、且つ、行政庁に対し意見を述べることができる」（第4条第2項）、「中小企業庁は、国会に提出される議案につき、中小企業に関係がある事項に関し、意見を提出することができる」（第4条第4項）と規定

しており、中小企業庁は中小企業政策の司令塔の役割を有している。

については、中小企業庁は、「働き方改革」への対応などについて、司令塔機能を十分に発揮し、各府省庁に必要な協力を求め、意見を述べるなど、府省庁横断型の中小企業政策を実現することが必要である。

また、全国津々浦々の中小企業・小規模事業者に対し「アベノミクスの効果を浸透」させるため、前例にとらわれない大胆な中小企業関連予算の拡充の実現が求められる。

【要望項目】

1. 中小企業・小規模事業者の新たなチャレンジに向けた支援の拡充

(主な要望先：経済産業省、金融庁)

(1) 新事業展開等を促す設備投資、研究開発、販路開拓の後押し

- ①「ものづくり等補助金」(ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金)、「サポイン事業」(戦略的基盤技術高度化・連携支援事業)の継続
- ②小規模事業者の販路開拓を支援する「小規模事業者持続化補助金」の継続
- ③中小企業技術革新(SBIR⁶)制度の継続
- ④中小企業等経営強化法における経営力向上計画の認定を受けた企業に対し、優先採択となる補助金メニューの拡大
- ⑤生産性の低い分野について、中小企業等経営強化法における事業分野別指針の策定

(2) 新事業展開等を促す金融支援

- ①グローバルニッチトップ企業等への政府系金融機関による融資制度について、特色ある製品・サービスを通じて世界に存在感を示す中小企業への対応の拡充
- ②地域中核企業等への政府系金融機関等による融資制度について、将来的な地域経済への貢献を含めた候補企業への対応の拡充
- ③地域資源の活用により地域活性化を図る中小企業組合等への政府系金融機関等による融資制度について、女性活躍推進や防災対策、BCP(事業継続計画)の推進により地域の活性化・強靱化を図る組合等への対応の拡充
- ④債権譲渡を活用した中小企業の資金調達の円滑化に向けた仕組みの構築⁷
- ⑤官民の金融機関が連携したエクイティファイナンス、メザニンファイナンス等による、中小企業にリスクマネーを積極的に供給する取組みの一層の促進
- ⑥FinTechの活用が進む中、中小企業の資金調達の多様化を推進するため、クラウドファンディング⁸やソーシャルレンディング⁹、トランザクションレンディング¹⁰、POファイナンス¹¹等の利用料補助の実施

⁶ SBIR: Small Business Innovative Research。国の研究開発のための補助金・委託費等の中から、中小企業が活用でき、その研究開発成果を活用して事業を行えるものを指定する制度。

⁷ 譲渡禁止特約付債権の譲渡は法的に無効とされているが、平成29年5月に成立した民法の改正法では、中小企業が保有する、大企業を債務者とした譲渡禁止特約付債権を金融機関に担保として譲渡する場合は、債務者である大企業の承認がなくとも譲渡が法的に有効になる。これを機に、債権譲渡を活用した中小企業金融の活性化を図ることが重要。

⁸ クラウドファンディング: 群衆(crowd)と資金調達(funding)の造語。インターネットを通じて個人から出資等を募ること。投資型、融資型、寄付型、購入型等がある。

⁹ ソーシャルレンディング: 融資を受けたい事業者と資金運用したい個人をマッチングさせ、事業者が個人から融資を受けること。

¹⁰ トランザクションレンディング: 店舗やインターネット上での取引・決済・在庫等の受発注等データを用いて運転資金等の融資を受けること。

¹¹ POファイナンス: 商品やサービスが提供される以前の受注段階で発生させた条件付電子記録債権を担保と

(3) セーフティネット機能の拡充と金融仲介機能の一層の強化

- ①民間金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」に沿った融資の一層の推進、および保証や担保に過度に依存しない、以下をはじめとする融資の浸透促進
 - (i) 停止条件付保証契約¹²または解除条件付保証契約¹³に基づく融資
 - (ii) ABL（動産・売掛金担保融資）
 - (iii) 電子記録債権（でんさい）¹⁴融資
 - (iv) 知的財産の適正な評価をもとにした融資（知財金融）（「知財ビジネス評価書作成支援」「知的資産経営報告書作成支援」の拡充）
- ②中小企業の資金繰りの万全な対策
 - (i) 信用保証制度の見直しにおける中小企業の資金繰りへの悪影響回避に向けたモニタリングの実施
 - (ii) 危機対応業務における中堅・中小企業への円滑な資金供給の維持
 - (iii) 中小企業の資金回収のさらなる早期化の推進に資する「締日慣行の見直し」に向けた環境整備
 - (iv) 「未来投資戦略2017」で新たに設定されたKPI「サプライチェーン単位での資金循環効率（SCCC）の5%改善」に向けた、業種別の自主行動計画の策定・実行等によるSCCC短縮化に向けた環境整備
- ③小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の一層の活用促進
 - (i) マル経融資の利用拡大に対応した予算枠の大幅拡充（適用利率の上昇抑制）
 - (ii) 現在講じられている特例措置の恒久化
 - ・融資金額：1,000万円→2,000万円、融資期間：運転資金5年→7年、設備資金7年→10年、据置期間：運転資金6カ月→1年、設備資金6カ月→2年（いずれも平成30年3月31日まで）
 - (iii) サービス業のうち、特に労働集約的な業種である情報サービス業、介護・福祉などについて、平成26年1月に拡充された娯楽、宿泊業と同様、従業員基準（5人以下）を緩和し、従業員5人超20人以下の事業者に拡大すること
- ④小規模事業者経営発達支援資金（経営発達資金）の一層の活用促進・恒久化
- ⑤「未来投資戦略2017」に盛り込まれた「オールジャパンでの電子手形・小切手への移行」については、手形・小切手のユーザーである中小企業等の実態と業務効率化の観点を踏まえながら、丁寧な検討が必要である。

2. 高付加価値化・差別化のための知的財産の権利取得・活用・保護の支援

（主な要望先：内閣府、内閣官房、経済産業省）

- ①中小企業・小規模事業者、ベンチャー企業が、複雑な要件に縛られることなく、一律に費用負担の減免措置を受けられるよう、料金減免体系を抜本的に見直すこと。例えば、米国のスモールエンティティ・マイクロエンティティ制度や中国の特許費用減免弁法を参考に、従業員300人以下の中小企業には一律に料金を半減し、さら

して融資を受けること（Purchase Order<発注>情報をもとにした融資）

¹² 経営情報の定期的な開示等非財務コベナンツ（特約条項）に抵触しない限りにおいて保証の効力が発生しない保証契約。

¹³ コベナンツを充足する場合は保証債務が解除される保証契約。

¹⁴ 電子記録債権：紙を媒体とする手形等に代わり、電子債権記録機関における電子的な記録で債権の発生・譲渡を行う仕組み。

に出願経験の乏しい中小企業については料金を1/4に減免するよう、制度を改善すること。また、特許料の減免制度と同様の減免制度を実用新案・意匠・商標の各知財権にも導入すること

- ②知的財産権の出願、審査請求、早期審査、減免制度の申請において、各段階で個別の書類の提出を求める方式を改め、一括申請ができるよう、改善すること。また、様式についても、該当事項にチェックを入れる方式にするなど簡易化するとともに、申請要件等については宣誓に変更し、添付を要する証明書類を削除すること
- ③中小企業が知財戦略を重視した経営計画を作成し、その計画を地域知的財産戦略本部等が認定した場合、研究開発や設備投資への助成、税制優遇措置、低利融資などを支援する制度を創設すること。また、経営計画の策定、実行を支援する民間コンサルティングに要する費用について、負担軽減策を講じること
- ④金融機関を対象にした「知財ビジネス評価書作成支援」といった、知財の価値や事業性評価を活用した融資制度を拡大するなど、知財金融を大幅に促進すること。
- ⑤大学や研究機関が保有する特許を中小企業が事業化評価をする一定期間、中小企業に無償開放し、事業化後には有償のライセンス契約に移行する制度を整備すること
- ⑥取引先が技術やノウハウなどの知的財産を不当に吸い上げていないか、実態を調査するとともに、不当な技術の吸い上げを行う企業に対しては、企業名を公表するなど、独占禁止法（優越的地位の濫用）のガイドラインを拡充し、断固たる措置を講じること

3. 海外販路開拓の強化、中小企業のEPA等活用支援、貿易・投資環境の整備・改善

(主要要望先：経済産業省、外務省、財務省)

- ①大枠合意に至った日EU・EPAについては、署名に向けた協議を進めるとともに、協定署名後は、国内における批准手続きを速やかに進めること。さらに、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）や日中韓FTAといった広域経済連携をはじめ、交渉中の二国間EPAを早期に締結すること。特に、知的財産の保護強化、投資・サービス分野における参入障壁の撤廃、査証手続の迅速化、電子商取引に係るルール整備など、中小企業にとって利便性の高い協定を実現すること。また、投資協定、租税条約、社会保障協定を戦略的に推進すること。TPPについては、同協定の戦略的意義を踏まえ、11カ国による早期発効に向けた議論を加速させること。
- ②TPP等総合対策本部で決定された「総合的な政策対応に関する基本方針」に基づき、EPAを最大限活かすための必要かつ効果的・効率的な施策を具体化するとともに、着実に実行（実施）すること
- ③各EPAの原産地規則の統一および最新版のHSコード（関税分類番号）への改訂など、中小企業が利用しやすい原産地証明制度の整備を図ること
- ④「海外ビジネス戦略推進支援事業」の事業化可能性調査（F/S）支援事業を拡充するとともに、1事業年度超の調査期間を認めるなど運用改善を図ること
- ⑤地域の中小企業が、産業集積やブランド力を活用し、グループで取り組む海外販路開拓を支援する「中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業」（地域間交流支援事業：RIT事業）を継続・拡充するとともに、取り組みによる成功事例を積極的にPRすること
- ⑥中小企業の輸出をモニターするための輸出統計の整備・活用促進を図ること

4. 中小企業の取引適正化、官公需受注機会の確保

(主な要望先：経済産業省、金融庁、公正取引委員会)

- ①大企業の「働き方改革」の影響による業務負荷や、不公正な取引条件などの下請け企業へのしわ寄せの防止、監督強化
- ②「未来志向型の取引慣行に向けて（世耕プラン）」に関して各業界で策定された自主行動計画のフォローアップによる実効性の確保
- ③平成28年12月の下請運用基準、下請振興基準、手形の通達を踏まえ、親事業者および下請事業者の調査による改善状況の確認（労務費上昇分の考慮を含む）および改善・是正の強化
- ④取引先による技術やノウハウなどの知的財産の吸い上げ等の実態を調査するとともに、不当な技術の吸い上げを行う企業に対しては、企業名を公表するなど、独占禁止法（優越的地位の濫用）のガイドラインを拡充し、断固たる措置を講じること。
[再掲]
- ⑤官公需における、中小企業・創業間もない企業の受注機会の十分な確保、および地方自治体での中小企業からの優先的な調達や適正な価格での発注の促進
- ⑥政府調達における、研究開発型ベンチャーの活用促進
- ⑦XML電文¹⁵・金融EDI¹⁶の運用にあたっては、中小企業が取引先から「最低限の必要な項目」以外の項目をXML電文・金融EDIに付加することを強いられることがないように、「下請法等の関連法令や運用等での万全な対応」が必要である。

5. 「世界で一番ビジネスのしやすい国」の実現に必要な事業環境整備や制度改革の推進

(主な要望先：経済産業省、厚生労働省、環境省、内閣府、総務省、法務省、財務省、金融庁、国土交通省)

- ①社会保障制度における重点化・効率化の徹底、余力ある高齢者の負担割合をより高めていくなど世代間における公平な負担の分配や、受益者負担の適正な引き上げによる改革の徹底により、現役世代や事業主による社会保険料負担の軽減を図るべきである。

また、平成31年10月に延期されている消費税10%への確実な引き上げはもちろんのこと、少子化対策・子育て支援拡充のための必要財源については、あくまで財政の効率化によって生み出す公費によって賄うべきである。

- ②行政手続簡素化の確実な実行

(i) 規制改革推進会議で重点分野とされた行政手続について、平成32年までに、手続コストの20%削減を確実に実行すること。加えて、重点分野以外の分野についても、重点分野と同様に、手続コストの削減を確実に実行すること。

(手続コスト削減手法の例)

- ・補助金の申請書類を「原則3枚以内」とする
- ・ICT¹⁷、マイナンバーの情報連携機能を活用して効率化する
- ・社会保険等の手続における書類の提出先をワンストップ化する

¹⁵ XML：eXtensible Markup Language。XML電文は企業間の国内送金で使用する国際標準の電文方式。情報量や情報の互換性に優れており金融EDI情報を拡張できる。

¹⁶ 金融EDI：金融機関を通じた企業間の国内送金に、XML電文方式を活用して、受発注情報（商取引に関する情報）を付加すること。平成30年末に導入が予定されている。

¹⁷ ICT：Information and Communication Technology。情報通信技術。

- ・行政への入札・契約手続等に必要提出書類について、国が地方自治体向けの統一様式を作成し、その使用を徹底する
 - ・行政への入札・契約手続において、①国土交通省関東地方整備局で先行的に実施されている「簡易確認型入札制度」を全国展開する、②添付書類や証明書等が事務所に保管されていることをチェックリストにより自分で証明する方式を導入する
- (ii) 人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、国が目指す生産性向上の阻害要因となっている。また、平成31年10月からの消費税率引上げにあわせて軽減税率が導入されれば、中小企業の税務に関する事務負担はさらに重くなる。まずは、納税事務の電子化等による負担軽減策の全体像およびその実現に向けたスケジュールを速やかに示すとともに、中小企業が生産性向上のため、以下に掲げる措置等が必要である。
- ・ e-Tax(国税)と eLTAX(地方税)の統合・連携強化による申告・納税手続きのワンストップ化の推進、申告受付時間の拡大、民間ソフトウェアとの連携強化
 - ・従業員の給与に係る納税事務の電子化による企業の納税事務負担の軽減(マイナポータル等の活用による年末調整事務の電子化、全ての地方自治体における特別徴収税額通知の電子化の推進等)
 - ・全ての地方自治体における eLTAXでの電子納税環境の早期整備
 - ・地方自治体の税務事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の実現
 - ・地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等の統一
- ③平成32年を目途に施行される改正民法に対応するため、専門家派遣やセミナー等の実施
- (i) 平成32年を目途に施行される改正民法(債権関係)について周知徹底を図るため、法務対応力が相対的に弱い中小企業・小規模事業者の対応力の底上げと、改正内容に関する普及啓発の推進
- (ii) 関係省庁の連携による債権譲渡等に関する指針・ガイドライン等の整備
- ④中小企業の「FinTech社会」への対応の推進
- (i) キャッシュレス決済やネットバンキング、オープンAPI¹⁸、電子記録債権、XML電文・金融EDI等の金融インフラについて、中小企業が低費用負担・低事務負担で利用できる環境整備
- (ii) 中小企業の資金調達の多様化を推進するため、クラウドファンディングやソーシャルレンディング、トランザクションレンディング、POファイナンス等の利用料補助の実施〔再掲〕
- ⑤電力コストの軽減
- (i) 安全が確認された原子力発電所については、順次速やかに運転を再開すること。
- (ii) 再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)見直しのうち、コスト効率的な導入を図る目的で大規模太陽光発電を対象に導入される入札制度について、国民負担抑制への寄与等の観点から検証を行い、必要な場合は見直しを行うべきである。
- また、再生可能エネルギーの発電コスト低減に向けた技術開発の支援に加え、再生可能エネルギーがFITに依存せず電源として自立するために講じるべき

¹⁸ オープンAPI: Application Programming Interface。金融機関等のシステムの接続口を公開する取り組み。金融機関がAPIを公開することで、口座連携の各種サービスを外部企業が提供できる。

施策の検討を加速すること。

- ⑥「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」の官民一体での普及・推進
- (i) 自社の経営状況の把握および経営力や資金調達力の向上など、中小会計要領を活用することの意義・メリット等について徹底した広報活動
 - (ii) 民間金融機関に対する、中小会計要領を利用する中小企業へのインセティブ措置拡充に向けた働きかけ
 - (iii) 各府省庁の計画認定や補助金等公募における、中小会計要領に従った計算書類提出の奨励

II. 地域活性化を実現するための地域潜在力の強化

〔重点要望1〕地域経済を支える企業の創出と存続に向けた創業・事業承継に応じた支援の充実

(主な要望先：経済産業省、総務省、金融庁、文部科学省)

(1) 喫緊の課題である「事業承継」への支援

経営者の年齢のピークは66歳に達しており、今後5年から10年の間に、多くの中小企業が「事業承継」のタイミングを迎えようとしている中、事業者の段階に応じた「円滑な事業承継対策」により一層、取り組む必要があるため、以下を講じられたい。

- ①都道府県単位で事業承継支援体制の構築を図る「事業承継ネットワーク構築事業」の継続、希望する都道府県への早期設置ならびに支援を行うこと
- ②事業引継ぎ支援センター・中小企業再生支援協議会の機能強化（予算の拡充、金融機関・支援機関との連携強化）
- ③事業承継ガイドラインの周知や経営者の早期の気づきを促進する取り組みの強化
- ④事業を受け取る側である後継者に対する啓発事業（後継者塾など）の実施
- ⑤今後5年程度を事業承継の集中実施期間とし、従来の事業承継支援に加えて、早期・計画的な事業承継準備、事業承継を見据えた経営改善、事業承継を契機とした後継者等による経営革新、事業再編・統合・共同化等への支援の実施
- ⑥事業承継計画策定支援にかかる専門家費用等に対する補助の創設
- ⑦事業承継補助金の継続および予算の拡充
- ⑧デューデリジェンス¹⁹・契約書作成費用等の補助制度の創設
- ⑨信用保証協会による旧経営者の保証免除
- ⑩後継者が継承した借入金の一括化による返済条件変更
- ⑪創業希望者と後継者不在企業とのマッチング事業（後継者バンク）の全国展開
- ⑫平成29年4月から、事業承継税制・金融支援の認定や報告等に係る事務が都道府県へ移譲されたことに伴い、都道府県によって認定等に格差が生じることのないよう、国・都道府県における情報共有の徹底が必要
- ⑬中小企業承継事業再生計画に従った形で策定された計画に基づいて第二会社方式による事業再生を図る場合には、一定の要件のもと、特定中小企業者の許認可に基づく地位を承継事業者が承継することができる措置が講じられている。この措置の適用範囲を拡大し、中小企業承継事業再生計画に従った計画のみならず、「中小企業再生支援協議会実施基本要領」に定める手続きに従った再生計画全般に認めるべきである。

¹⁹ デューデリジェンス：投資を行う際に、投資対象の価値やリスクを詳細に調査すること。

⑭事業承継税制の抜本的な見直し

※事業承継税制等の詳細については、別途、税制改正要望の際に行う。

(2) 「開業率 10%台」の実現に向けた創業・ベンチャー支援の拡充

「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 4 日閣議決定)で規定した「開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開・廃業率 10%台(現状約 5%)を目指す」の実現に向け、創業支援を強力に推進するため、以下を講じられたい。

- ①「創業支援事業者補助金」「創業補助金」の継続・拡充および「創業スクール」事業への再予算措置。また、創業補助金について、創業時期はそれぞれ異なることから、公募期間の延長、公募回数の増加(もしくは随時募集)等、制度の柔軟化を図られたい。創業スクール等においては、経営者としての基礎的知識(会計・簿記、金融・資金繰り等)の習得支援の強化が必要
- ②国の創業支援施策の成果を検証するため、「官民データ活用推進基本法」の趣旨に則った開業届・廃業届に基づく開業数・廃業数データの開示²⁰
- ③国や地方自治体による、開業間もない創業者・ベンチャー企業へのトライアル発注制度の推進
- ④ワンストップで開業手続きを可能とする体制の整備²¹
- ⑤中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対し、創業後 5 年間の社会保険料の事業主負担分や法人税の減免措置の創設
- ⑥創業希望者を増やすため、産業界との連携による起業体験や起業教育プログラムの実施やモデルとなる起業家との接点を増やす起業家コミュニティの推進
- ⑦創業や設備投資、事業再編、事業再生等を支援する産業競争力強化法の延長

(3) 中小企業経営者自身の資質向上支援

- ①企業が持続的な成長発展を続けていくためには、経営理念や経営ビジョン、経営戦略・事業計画、BCP(事業継続計画)等を策定するとともに、収益・コスト管理等の経営管理や健康経営を行いつつ、PDCAを着実に実行することが重要である。中小企業から大企業へ成長を遂げた先輩の経営者等から、中小企業の経営者自身が経営理念や経営ビジョン等の必要性等を学び、経営者の資質向上を図る「高度な教育プログラム」(地域大学版MBA等)の各地域での整備が必要である。
- ②中小企業経営者の右腕人材になり得る経営のプロ人材とのマッチングを推進するため、プロフェッショナル人材事業における拠点の拡大や人材を提供するパートナーシップ企業の充実が必要である。

【重点要望 2】 地域経済の活力の源泉となる地域中核企業の成長力強化

(主な要望先：経済産業省、総務省、内閣府、農林水産省、国土交通省)

地域活性化を実現するためには、地域経済の中核となる中小・中堅企業の成長力を強

²⁰ 「日本再興戦略」では、わが国の開業率は「雇用保険事業年報」から算出されている。そのため、雇用のない創業(開業して間もない時期など)は「開業」として算入されず、正確な開業数が把握できない。また、「経済センサス」(個人企業+会社企業の数)は毎年の調査ではないこと、「民事・訟務・人権統計年報」(会社設立登記件数)は会社法人以外は対象外などの課題がある。

²¹ 「未来投資戦略 2017」で、「法人設立時に利用者がオンライン・ワンストップで処理できるよう、民間クラウドサービスの活用も視野に、定款認証の面前確認や印鑑届出、外部連携 API 等の在り方を含め、あらゆる観点から官民一体で検討し本年度中に結論を得る」と盛り込まれている。

化するとともに、海外を含めた域外の需要を取り込もうとする地域全体での取り組みなどを通じて、地域における経済の循環を太くするため、以下を講じられたい。

(1) 地域未来投資促進法の認定事業者への支援（補助金、税制、金融、規制緩和等）の拡充

(2) ローカル 10,000 プロジェクトの支援要件の緩和

- ①国と地方自治体の公費の支援負担割合 50%：50%の緩和
- ②民間主導の多様な資金調達を認める

(3) 中堅企業に対する研究開発等の支援

- ①中小企業等経営強化法の認定を受けた「中堅企業」に対し、重点的に支援すること
- ②「中堅企業向け S B I R」の創設
- ③「科学技術イノベーション官民投資拡大推進費²²」（仮称）における中堅・中小企業枠の創設

(4) ビッグデータの活用およびイノベーションの推進

- ①地域内の企業連携を推進するための企業情報等に関する R E S A S の拡充
- ②地域における I o T 普及促進、ビッグデータ活用などに向けたデータ基盤の構築とそれを地域の中小・中堅企業が利活用できる環境の整備
- ③社会実証を通じてイノベーションを促進する「規制のサンドボックス²³」制度の創設に際し、地域の中核となる中小・中堅企業が参画できる環境の整備
- ④地域経済循環への貢献度が高い新たな事業への取り組みや、地域の伝統技術・文化・農林水産物および観光資源を活用した新規事業開発など、地域経済の活性化につながる事業のためのリスクマネー供給等の充実とそうした事業を推進する伴走型支援の強化

【要望項目】

1. 地域潜在力の引き上げ強化

(1) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック等の国際的イベントを契機とした経済効果の全国的な波及

（主な要望先：内閣官房、文部科学省、経済産業省、農林水産省、国土交通省）

東京 2020 オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップ 2019、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西および誘致活動が始まった 2025 年国際博覧会（万博）などの国際的イベントを契機とした経済効果を広く全国に波及させる必要がある。

こうした国際的イベントを成功させるためには、全国的な機運の盛り上げとともに、各地の企業・団体等の積極的な参画と協力を得ることが不可欠である。各地域の経済活性化につながる参画のインセンティブを明確に示すため、以下を講じられたい。

- ①「東京 2020 参画プログラム」や「b e y o n d 2020 プログラム」等と連動した地域のスポーツイベントを活用した観光振興への支援強化
- ②「ホストタウン」をはじめとした事前キャンプ誘致の推進、ホストタウンに登録された地方公共団体の海外への情報発信に対する支援強化
- ③日本政府観光局（J N T O）とクールジャパン機構、日本貿易振興機構（J E T R

²² 科学技術イノベーション官民投資拡大推進費：民間企業や大学などの研究開発への投資を誘発するため、平成 30 年度に創設される予定の予算。

²³ 規制のサンドボックス：サンドボックスは「砂場」の意。規制緩和策の一種で、参加者や期間を限定し、実証内容とリスクを説明した上での参加の同意を前提に、試行錯誤によるビジネスモデルの発展を促す。

-) 等との連携強化による訪日プロモーションの促進
- ④「ビジネスチャンスナビ 2020」の東京都内外の企業に対する周知徹底と活用促進
- ⑤「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト」(小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業)等により開発された新たな特産品や観光商品などの地域・文化資源の、大会関連事業における積極的活用
- ⑥競技場・選手村における、国産木材活用による木造・木質化の推進

(2) 地域資源等を活用した事業の創出・育成への支援

(主な要望先：経済産業省、農林水産省)

- ①地域資源を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓および地域ブランド化までの一貫した支援の継続
 - ・「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト」(小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業) [再掲]
 - ・JAPANブランド育成支援事業
 - ・ふるさと名物応援事業補助金(地域産業資源活用事業、小売業者等連携支援事業、農商工連携促進事業)
 - ・地方公共団体連携型広域展示販売・商談会事業
 - ・共同販売拠点(アンテナショップ)による地域産品等の販路開拓支援事業
- ②地域ブランドの構築・確立・浸透に向けた支援の拡充
 - (i) 地理的表示保護制度の拡充(農産品の範囲拡大、非農林水産品[伝統工芸品、地域の工業製品]への対象拡大)
 - (ii) 地域団体商標制度の活用促進に向け、特許料の減免制度と同様の減免制度を商標にも導入し、商工会議所等を減免措置の対象団体とすること
- ③地域経済循環への貢献度が高い新たな事業への取り組みや、地域の伝統技術・文化、農林水産物および観光資源を活用した新規事業開発など、地域経済の活性化につながる事業のためのリスクマネー供給の充実とそうした事業推進を支援する伴走型支援の強化 [再掲]
- ④地域経済の活性化の観点からマネーの域外流出を減らす試みとして、ブロックチェーン²⁴技術を活用して、金融機関等が中心となって、限定エリア・商店街・店舗等でしか利用できない「地域通貨・ポイント」の取り組みが進められており、当該取り組みの推進が求められる

(3) 農林水産業の生産性向上・高付加価値化に向けた連携の促進等

(主な要望先：内閣官房、経済産業省、農林水産省)

地方創生の実現には、農林水産業の活性化が不可欠である。農商工連携・6次産業化により、ものづくり企業が有する技術や商業・サービス業が有する消費者ニーズ・販路を結びつけ、農林水産業の生産性向上と高付加価値化を図るため、以下を講じられたい。

- ①農林水産業の生産性向上・高付加価値化に向けた連携の促進
 - (i) 「農工連携」による、農林水産業者の作業効率・生産性向上に資する機械化・IT化の取り組みへの支援(「農商工等連携事業計画」の認定事業者が取り組む「農工連携」への重点支援)

²⁴ ブロックチェーン：ブロックと呼ばれる順序付けられたレコードの連続的に増加するリストを持つ、分散データベース。仮想通貨のために誕生したが、今や汎用的な分散基盤として利用用途は拡大している。

- (ii) 農林水産業者と商工業者との連携・マッチング促進等に取り組む支援機関等の活動に対する支援の拡充
 - (iii) 農商工連携・6次産業化の取り組みの核となる人材の育成（食の6次産業化プロデューサー等）とネットワーク化への支援
 - (iv) 農林水産業と商工業の連携を通じた地方創生の推進に関する協定に基づく事業への支援
- ②農林水産物・食品等の輸出促進に向けた支援
- (i) JAPANブランド育成支援事業の拡充〔再掲〕
 - (ii) 日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）活動の充実
 - (iii) 農林水産品・食品の海外展開に向けた、生産・加工・流通・海外販売における課題解決の取り組みに資する農商工連携等によるグローバルバリューチェーンの構築への支援
 - (iv) HACCP²⁵など国際規格対応等のため事業者が機器や設備を整備・高度化する際の支援の拡充
- ③林業・水産業の振興に対する支援
- (i) 国産木材の高付加価値化、利用拡大に向けた施策の一層の推進
 - ・商工会議所会館など地域中核施設の木造・木質化への支援
 - ・中高層建築物の木造化に向けたCLT²⁶や耐火部材等の新製品・技術の開発・普及への支援
 - ・東京2020オリンピック・パラリンピック等の競技場・選手村の木造・木質化の推進
 - ・施業の集約化、高性能林業機械の導入促進
 - (ii) 漁港施設の整備・高度化に対する支援の強化（冷凍冷蔵・加工処理・荷捌き施設等のHACCP対応、省エネ・省人化等）

（４）インバウンドの誘客力強化および国内観光の促進

（主要要望先：国土交通省、法務省、経済産業省、文部科学省、外務省）

観光は、地方創生の切り札であり、特にインバウンドへの期待は大きい。国と地方自治体、官と民とが協力して、受入体制を早急に強化することが不可欠である。また、インバウンドの強化は、宿泊施設の新設や更新、日本の観光資源の再発見など、国内観光の活性化にも寄与することから、インバウンドと国内観光は車の両輪として取り組むべきである。ついては、以下を講じられたい。

①観光資源・環境の充実

- (i) 空き建築物の利活用促進に向けた空き家再生等推進事業の継続・拡充、PPP²⁷の活用促進
- (ii) 世界遺産登録・日本遺産認定の促進および登録・認定前後における当該施設・

²⁵ HACCP：Hazard Analysis and Critical Control Pointの略。安全で衛生的な食品を製造するための管理手法。原材料の受入～最終製造の各工程における汚染・異物混入等の危害要因を分析し、危害防止につながる重要工程を継続的に監視・記録するシステム。

²⁶ CLT：Cross Laminated Timberの略。直交集成板。板の繊維方向が直角に交わるように積み重ねて接着した大判のパネル。非常に強固で、コンクリートよりも軽量。

²⁷ PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップの略。公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム。PFIは、PPPの代表的な手法の一つ。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

- 自然等の保全・維持および観光客の受入態勢の整備・充実に向けた支援強化
- (iii) 公共交通機関、美術館・博物館、観光施設等で相互利用可能なICカード・共通パスの導入推進、施設側における決済システム導入等に対する支援の強化
- (iv) 学校教育における観光に関するプログラムの導入、保護者に対する旅行への理解促進、長期休暇時の国内短期交換留学制度等による観光教育や教育旅行の促進
- (v) 若年層のパスポート取得に係る発給手数料の減額
- (vi) 広域連携による観光振興に係るキャンペーン・プロモーション費用等への支援拡充

②観光産業の近代化・効率化の推進

- (i) 飲食・宿泊業等によるIT・クラウドサービスを活用した予約・顧客管理やSNSによるプロモーション等に対する支援強化、消耗品・食材等の共同調達や共同商品開発・マーケティング等の共同化事業に対する支援の創設
- (ii) 宿泊施設に対する民間投資の促進に向けた税制優遇や金融支援の拡充
- (iii) 観光促進と衛生・安全の確保を両立させる民泊制度の官民一体による確立
- (iv) DMO²⁸の形成・確立に向けた支援強化、(公社)日本観光振興協会および(公社)日本交通公社が運営する「DMOネット」の活用促進
- (v) 観光産業における外国人留学生の採用・定着促進に向けた在留資格の要件緩和、日本語やビジネスマナー研修や中小企業との就職マッチング事業等の総合的な支援の創設、総合特区制度「特定伝統料理海外普及事業」の全国への拡大

③安全な観光の実現

- (i) 在日公館や運輸機関との連携による大規模災害・危機後の訪日外国人旅行者の安全(避難・誘導・供食対策)確保と確実な帰国への支援策の策定と、危機発生直後の復旧に向けた計画策定、およびその実施体制の整備
- (ii) 地方空港における着陸料軽減やCIQ(税関・入管・検疫)体制の強化、外貨両替所設置に対する支援の拡充
- (iii) 地方空港や新幹線駅等と周辺地域とを接続する二次交通の整備・利便性向上やミッシングリンクの解消
- (iv) 観光地の渋滞・混雑緩和に向けたパーク&ライドやバスレーンの活用・推進、車両進入規制の普及
- (v) インバウンド需要獲得のためのHP等の多言語化等の取り組みに対する支援

④観光関連基礎データの一層の効果的提供

- (i) 地域別の旅行者数、宿泊施設の客室稼働率、空港容量、交通手段、通信環境等に係る観光統計について、旅行者の実際の動きや実態に即したデータの整備および一元的な提供
- (ii) 地域経済分析システム(RESAS)や訪日外国人流動データ(FF-Dat a)等のビッグデータの活用促進にかかる利便性向上

2. 地域経済の基盤であるまちづくり・社会資本整備の推進

(1) 民間の創意に基づくコンパクトシティ形成の推進

(主な要望先：内閣府、国土交通省、経済産業省、法務省、総務省、農林水産省、財務省)

²⁸ DMO: Destination Management/Marketing Organization の略。地域の観光産業、自治体住民が一体となって地域の観光振興に取り組むため、関係者の合意形成、マーケティング戦略の策定等を行う法人のこと。

多くの地域では、依然として空き地・空き店舗の存在や担い手となる組織・人材の不足が、まちづくりの大きな課題となっている。これらの問題を放置することは、買物・医療をはじめとする生活機能低下や消費の流出等をもたらし、地方創生はおろか「まち」の機能消失に繋がりがねない。消滅都市の発生を現実のものとしないうためにも、「ひと・しごと」を支える基盤である「まち」の再生・活性化に向け、以下を講じられたい。

①空き地・空き店舗等の利活用促進に向けた助成と制度の見直し

- (i) 老朽店舗の解体・修復や更地化を希望する所有者への解体費用等の助成制度の拡充
- (ii) 商業地区における空き地・空き店舗の利活用に関する、建物改修費用の補助や固定資産税等の減免など、利活用意欲者への支援措置の創設
- (iii) 民間専門人材の活用等による地籍調査の推進
- (iv) 登記制度の活用促進による土地・建物の所有者情報の明確化等
 - ・一定期間内に相続登記を行った者に対する相続税の一部控除や登録免許税の軽減、手続き費用の軽減措置の創設
 - ・住民基本台帳法施行令に基づく被相続人の住所証明書類（住民票、戸籍の附票等）保存期間（現行5年間）の、閉鎖戸籍類の保存期間と同等の150年間への延長
 - ・相続財産管理人制度や不在者財産管理人制度を活用する際の予納金への公的負担制度の創設
- (v) 土地収用法の適用対象の、中心市街地活性化法や都市再生特別措置法に基づく事業（民間事業者が実施する事業を含む）への適用拡大
- (vi) 空き地・空き店舗を活用した交流施設の整備やリノベーション事業等を支援する「民間まちづくり活動促進事業」の拡充

②中小都市等におけるコンパクトシティ形成への取り組み拡大

- (i) 都市再生特別措置法に基づく立地適正計画の策定や事業の検討・実施等に、商工会議所等が積極的に関与する仕組みの構築（集約都市形成支援事業の拡充等）・中心市街地活性化法制度の活用による具体的なメリット等に関する、より一層の分かりやすい周知、立地適正化計画制度等の他の支援制度を併用した効果的な取組事例等の普及
- (ii) 中心市街地活性化法に基づく「特定民間中心市街地経済活力向上事業」の認定要件緩和
- (iii) 中心市街地活性化基本計画に基づく複合集客施設等の整備や空き店舗への出店促進等を支援する「地域・まちなか商業活性化支援事業」の拡充

③関連施策との連携による「コンパクト+ネットワーク」のさらなる深化

- (i) 各地域による都市機能の連携・分担を支援する、連携中枢都市圏制度の活用促進
- (ii) 公共施設等総合管理計画や立地適正化計画等に基づく公共施設の複合化・集約化、その後の利活用の促進
- (iii) 都市再生特別措置法において、農業振興地域（郊外農地等）も包括的に整備の対象にできる柔軟な区域設定を可能とする制度の創設

④まちづくり会社等の事業推進主体への支援の拡充

- (i) 不動産管理や建築、法務、金融、商業経営、エリアマネジメントなど多様な分野の専門的な知見を有するOB人材等を組織化した人材データベースと派遣制度の構築
- (ii) 事業推進組織であるまちづくり会社の活動基盤の強化

- ・ 中心市街地活性化基本計画、立地適正化計画に基づく事業や空き地・空き店舗の利活用に向けた事業を実施するまちづくり会社に対する、不動産取得税等の減免措置の創設
- ・ まちづくり会社の活動基盤強化に資する「民間まちづくり活動促進・普及啓発事業」「地域・まちなか商業活性化支援事業」等の拡充

⑤官民連携（PPP/PFI²⁹等）によるまちづくりへの支援の拡充

- (i) 先導的官民連携支援事業の拡充
- (ii) 集約都市形成支援事業における公有不動産（PRE）活用計画策定支援の拡充
- (iii) SIB³⁰など地域の社会課題に取り組むための手法の検討に際し、地域の中小・中堅企業の参画を促す環境の整備
 - ・ 地域の中小・中堅企業が官民連携によるまちづくり事業等に取り組む際のコンサルティング、伴走型支援を伴うリスクマネー供給等の仕組みの構築
 - ・ 日本版BID³¹を含むエリアマネジメントの推進に向けた制度の創設および地域の中小・中堅企業の参画を促す環境の整備

(2) ストック効果を重視した社会資本整備の加速、地域公共交通の維持・再生

(主な要望先：国土交通省、内閣府、観光庁)

整備新幹線や高規格幹線道路、クルーズ船に対応した港湾整備等は、交流人口・交流圏域の拡大による観光振興や企業立地などに大きく寄与するものである。人流・物流の活発化による地方創生の実現に向けては、ストック効果³²を重視した社会資本整備が不可欠であることから、以下を講じられたい。

- ①高規格幹線道路のミッシングリンク解消や整備新幹線の早期整備・基本計画路線の整備路線化に向けた調査等の推進、リニア中央新幹線等の早期完成、客船用港湾の整備促進など、ストック効果が大きい社会資本整備の促進
- ②地域鉄道や路線バス、コミュニティバス等の利便性向上に資する地域公共交通活性化・再生法等に基づく支援の着実な実施
- ③大規模災害時に、多重性・代替性による安全・安心の確保を担う道路網や鉄道網等の早期かつ着実な整備
- ④社会資本整備によるストック効果を的確に把握するため、道路整備状況や地域公共交通機関の利用状況（渋滞・混雑状況）等のデータに関する、RESASにおける一元的な閲覧・活用
- ⑤官民連携（PPP/PFI等）の積極推進
 - (i) 大規模な官民連携事業に、地域の中小企業・中堅企業が参画できる環境の整備
 - (ii) 官民連携に関する協議等をワンストップ化する仕組みの構築、入札・契約手続きの簡素化
- ⑥地域の防災拠点機能を担う商工会議所会館など中核施設の整備に対する支援

²⁹ PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略。公共施設等の設計、建設、維持管理、運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

³⁰ SIB：Social Impact Bondの略。英国発の資金調達仕組みで、社会問題の解決の成果に応じて政府等が補助金等を支払うモデル

³¹ BID：Business Improvement Districtの略。米国・英国等において行われている、主に商業地域において地区内の資産所有者・事業者が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み。

³² ストック効果：当該社会資本整備がもたらす経済的・社会的波及効果

3. 地域の中小企業・小規模事業者を支える「支援体制」の強化

(主な要望先：経済産業省、環境省)

地域活性化には、地域の中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の向上が不可欠であり、経営資源に限りがある中小企業・小規模事業者を強力に支えるためには、商工会議所等を中核とした支援体制の強化が必要である。ついては、以下を講じられたい。

- ①各種支援機関が連携しやすく、事業者がどこに相談しても一定以上の支援が受けられるための一次対応マニュアルの整備およびローカルベンチマークの活用推進
- ②事業者の身近な相談窓口（地域プラットフォーム等）での専門家相談体制の整備
- ③経営発達支援計画の認定を受けた商工会議所等の増加に伴う「伴走型小規模事業者支援推進事業」の拡充
 - (i) 次回（第5回）経営発達支援計画の認定申請に向けたガイドラインの早期公表。
特に、現在の計画期間が満了となり、次期計画の認定に向け申請する商工会議所等における手続き等の早期公表。
 - (ii) 経営支援のノウハウや実績を有する人材（スーパーバイザー）が地域の経営指導員等を指導・教育し、支援力向上を図るための「小規模事業者経営力向上支援事業」（スーパーバイザー事業）の全国展開に向けた予算拡充
- ④中小企業の生産性向上に資する経営分析指標の充実化に向け、「官民データ活用推進基本法」の施行を契機にした税務データ等（ビッグデータ）の公開
- ⑤経営支援事例のビッグデータをAI（人工知能）で解析することによる経営支援サポートシステムの整備
- ⑥平成31年10月の消費税率引上げ・軽減税率制度導入に備えた、消費税軽減税率対策窓口相談等事業の大幅拡充、レジ補助金（軽減税率対策補助金）の申請受付期限（平成30年1月31日）の延長
- ⑦中小企業・小規模事業者に対する省エネ経営の取組促進を支援する枠組みの強化
 - (i) 中小企業・小規模事業者における地球温暖化対策の取組促進を図るため、商工会議所など地域の支援機関による伴走型支援を通じて中小企業・小規模事業者が省エネ経営を実践できるよう、全国の省エネ支援窓口に対する講習等の支援の枠組みを創設すること。
 - (ii) 「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）に盛り込まれた「中小企業の排出削減対策の推進」のため、中小企業・小規模事業者に対するハード（省エネ設備に対する補助等）・ソフト（省エネ診断、地域における相談窓口、専門家派遣等）両面での支援を拡充すること。
- ⑧経営改善普及事業予算の安定的な確保・増額に向けた都道府県への強力な働きかけ、地方交付税（経営改善普及事業予算向け）等国の支援の拡充
- ⑨施策の周知、活用促進の取り組み強化
 - (i) 国の施策を広く中小企業・小規模事業者に届けるための十分な予算確保、周知の強化
 - (ii) 事業者向けの補助事業における十分な公募期間の確保
 - (iii) 国の中小企業向けポータルサイト「ミラサポ」上の「施策マップ」に掲載される国・都道府県・市区町村の施策情報の充実・迅速な更新
 - (iv) 販路開拓支援に向けた、「ミラサポ」における全国各地で開催されるビジネスマッチングイベント、展示会・商談会等の情報を集約したサイトの創設
 - (v) 「ミラサポ」における専門家派遣について、派遣回数（1企業年間3回）・専門家謝金上限（1時間5,150円、日額上限30,900円）の拡充

Ⅲ. 東日本大震災の本格復興と福島への復旧・復興への支援継続、熊本地震と平成 29 年

7月5日から大雨に係る災害からの復旧・復興

1. 東日本大震災の本格復興と福島への早期復旧・復興に向けた不断の支援

(主な要望先：内閣府、復興庁、経済産業省、国土交通省、厚生労働省、農林水産省、文部科学省、財務省、環境省)

(1) 震災復興・地域創生の基盤、災害発生時のライフラインの機能を果たすインフラの着実な整備、労働力の確保、人材育成支援

- ①防波堤やかさ上げ道路、復興道路・復興支援道路の早期かつ着実な整備
- ② J R 山田線・常磐線の早期復旧、JR 大船渡線・気仙沼線で導入されている B R T (バス高速輸送システム) の利便性向上
- ③重要港湾における物流機能の整備・強化 (埠頭や荷捌き施設の早期復旧・耐震性確保等)
- ④土木・建設等技術者や製造・物流・サービス業等従事者の確保への支援
- ⑤事業復興型雇用創出事業について、被災 3 県以外からの求職者からの雇入れ等、柔軟な制度運用
- ⑥商品開発やマーケティング能力向上など、産業復興に資する人材育成への支援

(2) 被災企業の販路回復支援、観光振興による交流人口の拡大、産業振興・なりわいの再生

- ①被災企業の事業再開、販路回復・開拓を通じた自立促進への支援
 - (i) グループ補助金の継続、新分野需要開拓等を見据えた取り組みへの支援拡充
 - (ii) 「産業復興機構」「東日本大震災事業者再生支援機構」による二重ローン対策をはじめとする資金繰り支援の継続・強化
 - (iii) 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金の据置期間 (5 年以内) の延長
 - (iv) 各地商工会議所等が取り組む商品開発、販路開拓のために必要な専門人材 (コンサルタント、アドバイザー、企業 O B など) の確保に対する助成
 - (v) 被災地の水産加工品等の販路回復に向けた取り組みへの継続的な支援
- ②観光振興など交流人口拡大に向けた支援策の拡充
 - (i) 外国人旅行者の誘客や海外への訪日プロモーション等を支援する「東北観光復興交付金」「東北観光復興プロモーション」の継続および十分な予算確保
 - (ii) 数次査証 (ビザ) の有効期間延長
 - (iii) 東北で取り組む MICE³³ (大会・学会・国際会議・展示会・セミナー・招待旅行等) の誘致に向けたプロモーションや、受け入れ体制整備等のインバウンド拡大事業への支援
 - (iv) 復興ツーリズム、伝統産業体験ツアー等を通じた、教育旅行誘致に向けた取り組みへの支援、教育関係団体や保護者を対象とした啓発活動の強化
 - (v) 震災の記憶の風化を防ぐため、最も甚大な被害を受けた宮城県石巻市を 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における聖火リレーのスタート地とすることについての関係機関に対する要請
- ③農林水産品の輸出を妨げる隘路の除去
 - (i) 放射性物質や空間放射線量に関する国内外への正確な情報発信、中国・各国

³³ MICE: 企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

- 等における輸入規制の早期撤廃等に向けた取り組みの強化
- (ii) 汚染水の海洋流出を防ぐための、国の主導による汚染水処理施設等の整備・管理
- ④国主導による福島への復旧・復興の加速
- (i) 追加除染を含めた迅速な除染の完全実施
- (ii) 早急かつ確実な汚染水処理の実施
- (iii) 安全性確保と周辺地域への配慮を前提とした中間貯蔵施設の早期本格稼働、最終処分場の早期設置
- (iv) 早急かつ確実な廃炉の実現
- (v) 放射線リスクに関する科学的知見の周知、福島県産品の安全性の周知強化などを通じた風評被害の払拭
- (vi) 個々の被害実態に見合った十分な賠償期間と金額の確保、きめ細かな対応を通じた公正かつ着実な損害賠償の完全実施
- (vii) 域外からの先端産業分野の企業誘致と、高いものづくり技術を有する地元企業の参画
- (viii) 連携による「イノベーション・コースト構想」の推進
- (ix) 福島県を再生可能エネルギー・水素社会のモデル地域とする「福島新エネ社会構想」の推進
- (x) 帰還者向けの住宅整備など、住民の生活環境向上や健康不安払しょくに資する「福島再生加速化交付金」の継続・拡充
- (xi) 産業集積の形成や雇用創出等に資する「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の継続・拡充

2. 熊本地震と平成 29 年 7 月 5 日からの大雨に係る災害からの復旧・復興

(1) 熊本地震からの生活・産業インフラの早期復旧・復興、観光振興など交流人口拡大に向けた支援

(主要要望先：内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省、財務省)

- ①国道 57 号、国道 325 号等の幹線道路、阿蘇大橋をはじめとする橋梁、ならびに、JR 豊肥本線および南阿蘇鉄道の早期全線開通
- ②被災中小事業者に対する支援の継続・拡充（グループ補助金の継続等）
- ③被災地域が実施する物産展・商談会など、全国各地で実施される応援物産展・商談会等への財政的支援
- ④交流人口拡大に向けた MICE（大会・学会・国際会議・展示会・セミナー・招待旅行等）誘致への支援
- ⑤熊本城をはじめとする観光資源の早期復旧
- ⑥復興への足かせとなる各産業における人材不足に対する雇用対策

(2) 平成 29 年 7 月 5 日からの大雨に係る災害からの復旧・復興

- ①ライフラインの確保・安定化や生活基盤の再建に関する支援
- ②久大本線や主要国道、県道等輸送インフラの早期復旧支援
- ③農地、林地、水産・畜産施設等事業・産業インフラの早期復旧支援
- ④被災事業者の事業再開・雇用維持に向けた支援
- ⑤キャンセルが相次ぐ宿泊業等観光産業への復興支援

以上